

福岡県医発第2038号(保)

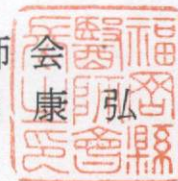
平成17年 2月14日



各 医 師 会 殿

福岡県医師会

会長 竹 嶋



春日市医療費助成制度の変更について

標記の件につきまして、下記のとおり平成17年度より乳幼児医療費制度の入院外の対象年齢を1歳引き上げ、高齢者(68・69歳)医療費助成制度を廃止する旨、春日市より通知がありましたので、会員各位へ周知方よろしくお願い申し上げます。

記

1. 乳幼児医療

1) 改正後の助成期間

入院外—4歳の誕生月(1日生まれは誕生月の前月末)まで
入 院—小学校就学前まで(現行どおり)

2) 実施時期 平成17年4月1日から

3) 医療証の変更点

新医療証(ラベンダー色)を3月末までに対象者に郵送します。受給者番号の変更はありません。

ただし、平成17年4月1日時点で4歳になっている方は、変更はありませんので、そのまま従前の黄色の医療証を使用していただきます。

(3月下旬以降の転入者等で新たに春日市の乳幼児医療の資格を取得する方は年齢を問わずラベンダー色の医療証を交付します。)

4) 障害者医療および母子との関係

別紙のとおり

2. 高齢者医療

1) 廃止時期 平成17年4月1日

2) 経過措置

現在高齢者医療受給中の方や、平成17年3月31日までに対象となる方は、これまでどおり満70歳に達する月末まで助成を行います。





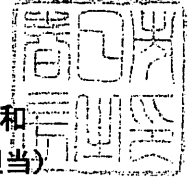
16春国医第246号

平成17年2月 4日

福岡県医師会会長 様

春日市長 井上 澄和

(国保年金課 医療担当)



医療費助成制度の変更について

立春の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。また、日ごろから春日市の保健福祉行政に格別な御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、春日市におきましては、平成17年度から乳幼児医療費助成制度の入院外の対象年齢を1歳引き上げることになりました。また、高齢者(68・69歳)医療費助成制度を廃止することになりました。

つきましては、これらの事業を変更するにあたり御協力を賜りますとともに会員の皆様方への周知についてよろしくお願い申し上げます。

記

(乳幼児医療)

- 1 改正後の 入院外 4歳の誕生日(1日生まれは誕生日の前月末)まで
助成期間 入院 小学校就学前まで(現行どおり)

- 2 実施時期 平成17年4月1日から

- 3 医療証の 新医療証(ラベンダー色)を3月末までに対象者に郵送します。受給者番号
の変更点 の変更はありません。

ただし、平成17年4月1日時点で4歳になっている方は、変更はありませんので、そのまま従前の黄色の医療証を使用していただきます。(3月下旬以降の転入者等で新たに春日市の乳幼児医療の資格を取得する方は年齢を問わずラベンダー色の医療証を交付します。)

- 4 障害者医 別紙のとおり
療及び母
子との関
係

(高齢者医療)

- 1 廃止時期 平成17年4月1日

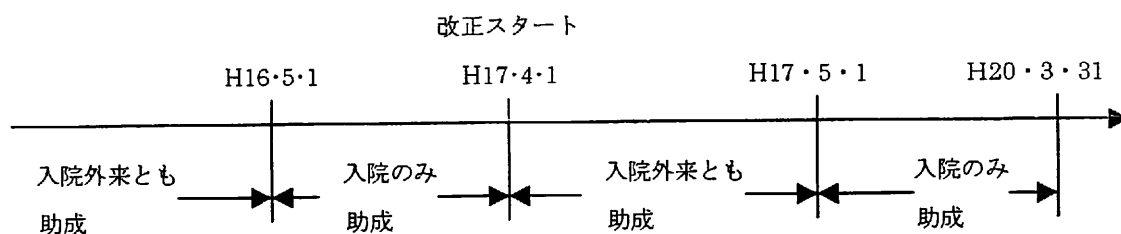
- 2 経過措置 現在高齢者医療受給中の方や、平成17年3月31日までに対象となる方は、これまでどおり満70歳に達する月の末日まで助成を行います。



乳幼児医療費入院外1歳拡大の具体例

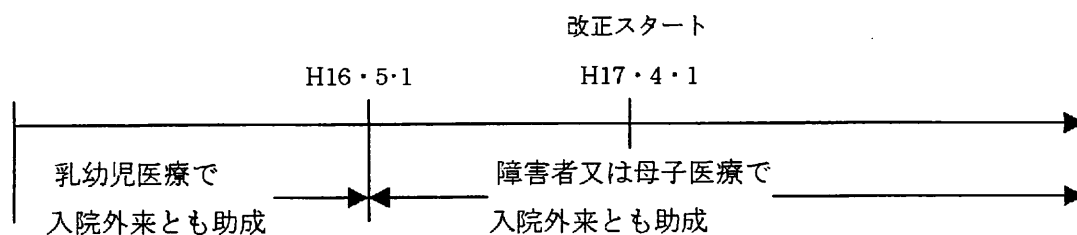
1 障害者医療、母子医療とも適用なしの場合

例1 平成13年4月15生まれ



2 障害者医療又は母子医療の適用ありの場合

例2 平成13年4月15生まれ



3歳到達月までは乳幼児医療が優先しますが、それ以後障害者医療又は母子医療の認定を受けることができる者は障害者医療又は母子医療が優先となります。
(再度各医療の申請が必要)